

## 小規模自治体におけるDX推進支援業務

### 業務仕様書

令和 3 年 1 1 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「小規模自治体におけるDX推進支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 名称

小規模自治体におけるDX推進支援業務

### (2) 業務の目的

「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日総務省策定）では、市区町村が行うDXの取組について、都道府県による計画的な取組支援が求められているところである。

県内の一部の小規模自治体においては、DXを推進するための人的資源に限りがあり、取組の方向性の整理ができておらず、DXの取組に遅れを来す可能性が高い。

こうした状況を踏まえ、小規模自治体が着実にDXを推進できるよう、県が選定した対象自治体においてDXの認識共有・機運醸成のための職員研修、DX推進のビジョンや工程表の方針検討等を行い、今後のDXの取組推進を図るとともに、対象自治体における取組をモデルとして県内他市町村へ共有し、県全体におけるDXの取組推進を図るものである。

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月7日（月）まで

### (4) 委託料の上限額

3,569,000円（税込）

### (5) 業務概要

自治体DX推進手順書におけるDX推進の手順に従い、対象自治体が発行する下記の取組を支援。

- ① DXの認識共有・機運醸成のための、首長から一般職員までを対象とした研修の実施（ステップ0）
- ② 地域の実情を踏まえたDX推進の全体方針（案）（ビジョン・工程表）の作成（ステップ1）
- ③ 対象町村へのDX推進に関する助言（推進体制構築、内部人材育成手法、外部人材確保・活用手法等）

## 2 業務内容

### (1) 基本的事項

#### ア 基本的な考え方

本業務は、「自治体DX推進手順書」（令和3年7月7日総務省作成）で示されたDX推進の手順に従い市町村が行う取組のうち、ステップ0（DXの認識共有・機運醸成）及びステップ1（全体方針の決定）の取組の支援を行うものである。

#### イ 対象自治体

田野畑村、普代村、野田村の3村とする。（県と対象自治体との協議により変更となる）

場合がある。)

## (2) DXの認識共有・機運醸成のための職員研修の実施

### ア 対象自治体の職員を対象としたセミナー

業務期間中、対象自治体の職員に対し、DXの認識共有・機運醸成を目的としたセミナーを実施する。(実施回数は、3自治体合計で2回以上とする。)

セミナーについては、3自治体合同での開催も可とするが、リモートのみではなく会場にソリューションを用意する等の工夫を行い、職員がDXについて身近に実感できる内容とすること。

### イ 対象自治体の首長・幹部職員を対象としたレクチャー

DXの実現に向けては、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要であることから、各対象自治体の首長や幹部職員を対象としたレクチャーを実施すること。(実施回数は、3回(1回×3自治体)とする。)

## (3) 全体方針(案)(DX推進のビジョンや工程表)の作成

### ア 対象自治体担当者との打合せ

全体方針の作成に当たり、対象自治体の状況を踏まえた現実的な方針となるよう、各対象自治体や県の担当者と定期的に打合せを行い、方向性の検討を行う。(打合せの頻度は1自治体当たり週1回1時間程度を標準とし、対象自治体との協議により決定するものとする。)

### イ 全体方針(案)(DX推進のビジョン・工程表)の作成

対象自治体との打合せを踏まえ、対象自治体ごとに、DX推進のビジョン・工程表の案を作成する。(案を基に自治体職員が全体方針を策定し、DXの取組を自治体内で共有できる内容とする。)

## (4) その他

本業務の実施に当たっては、「自治体DX推進計画」及び「自治体DX推進手順書」を参照のうえ、対象自治体の実情に合わせて取り組むこと。

また、本業務の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能な企画があれば積極的に提案すること。

## 3 成果品

### (1) 事業実施報告書

本業務に係る実施結果をまとめた報告書を作成し、書面(正本1部)及び電子データ(Microsoft Word、PDF又はPower Point形式)で納品すること。

### (2) 対象自治体の全体方針(案)

業務の中で作成した各対象自治体の全体方針(案)(DX推進のビジョン・工程表)についても、上記と同様の方法により納品すること。

### (3) 納入場所

岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室(岩手県庁8階)

電子媒体の納品方法については別途指定するもの。

## 4 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に文書で通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

### (6) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。